

長泉町犯罪被害者等支援推進計画（素案）

令和元年 8 月

長泉町

ちようどいいが いちほんい



目 次

第 1 章 推進計画策定の意義

- 1 推進計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 2 章 犯罪被害者等支援について

- 1 支援施策の位置づけと支援施策の分類・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 支援の目的と支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第 3 章 基本理念と取組の方向性

- 1 個人の尊厳を重んじた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 十分な理解と配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 継続的な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 連携による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第 4 章 重点項目

- 1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 精神的・経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 理解の増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第 5 章 推進施策

- 1 推進施策（重点項目 1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 推進施策（重点項目 2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 推進施策（重点項目 3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 推進施策（重点項目 4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第 6 章 進行管理

- 1 長泉町犯罪被害者等支援推進委員会における情報共有と反映・・・・ 16
- 2 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第 1 章 推進計画策定の意義

1 推進計画策定の趣旨

犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接の被害に加え、周りの理解を得られないことや、噂や中傷等による二次的な被害にも苦しめられます。誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現するには、犯罪の予防だけでなく、被害者等に対する適切な対応と支援が必要です。

国では、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、平成16年に犯罪被害者等基本法を制定しました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施することを地方公共団体の責務としており、静岡県では、平成27年4月1日に「静岡県犯罪被害者等支援条例」を施行し、平成28年度に「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

本町では、平成30年10月1日に「長泉町犯罪被害者等支援条例」（以下「町条例」という。）を施行しました。町条例には、犯罪被害者等の支援に関する目的、基本理念、町、町民等及び事業者等の責務等を定めています。「長泉町犯罪被害者等支援推進計画」（以下「本計画」という。）は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、町条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくための計画となります。

2 本計画の位置づけ

本計画は、町条例第6条（犯罪被害者等支援計画）に基づく計画で、本町における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

3 本計画の期間

令和元年10月1日から令和7年3月31日までとします。

第2章 犯罪被害者等支援について

1 支援施策の位置づけと支援施策の分類

犯罪被害者等支援に関する施策は、安全で安心なまちに密接な関わりを持つものです。支援施策の位置づけと分類について整理します。

(1) 支援施策の位置づけ

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体となり町民の安全・安心に資するものです。防犯施策は犯罪被害を事前に防止するものですが、犯罪被害者等支援施策は、防犯施策の網を抜けて発生した事後措置として位置づけるものです。

犯罪被害者等が一日も早い被害の軽減・回復する体制を整備することは、安全で安心して暮らせる地域社会の実現はもとより、安全・安心なまちに一層資するものです。

(2) 支援施策の分類

① 町条例等による支援

町条例等の個別の規定に基づく、犯罪被害者等支援に特化した支援施策です。

② 庁内連携による支援

各部署には犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、犯罪被害者等支援の担当課が調整役となり、関係各課で連携協力しながら適用することで機能するものです。

町条例等による支援との違いとしては、町条例等の支援とは別の制度として適用されます。

③ 関係機関連携による支援

本町が他の機関と連携協力することにより効果的な支援を展開するもので、相互の補完的な関係性において、各機関の長所を生かした支援を実施するものです。

平成30年9月に本町、裾野警察署、静岡犯罪被害者支援センターとの間で、犯罪被害者等の支援に関する連携協定を締結しました。

2 支援の目的と支援体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、犯罪被害者等が各種支援策を通じて、受けた被害を軽減・回復し、平穏な生活を取り戻してもらうことにある。

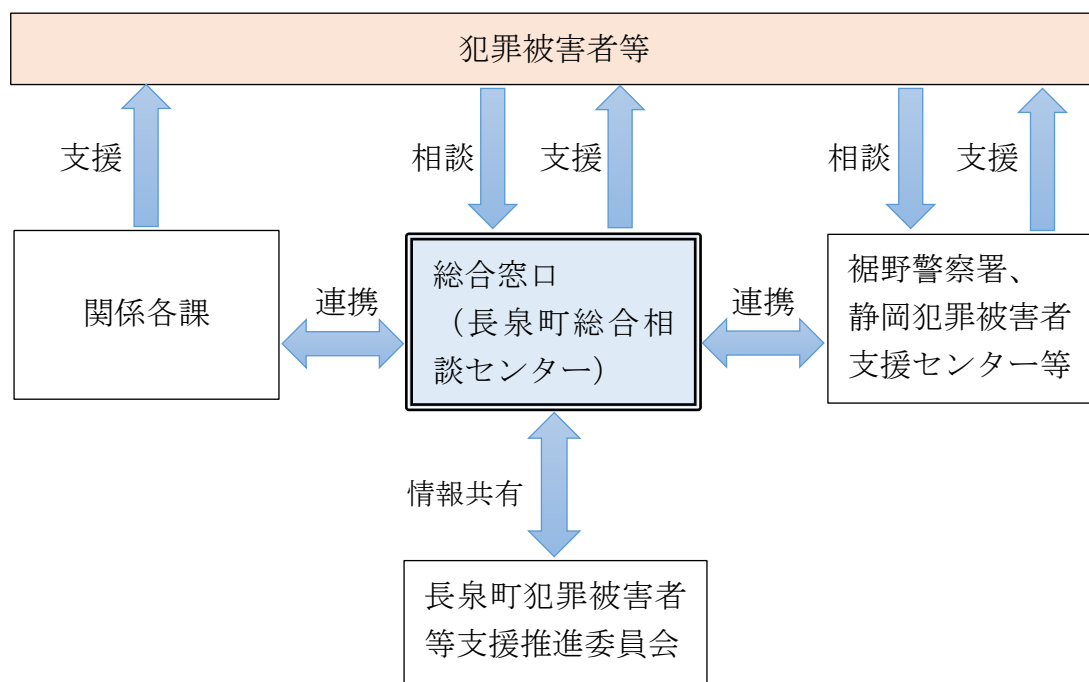
ります。

犯罪被害者等の置かれる状態は、被害の程度や時間の経過で異なるもので、個々の状況に対応するには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウによる切れ目のない支援が必要になることから、町の支援をはじめ、関係機関との連携による支援が重要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行うための窓口を中心として、関連する業務を行う関係各課との連携を図るとともに、犯罪被害者等の支援に関する連携協定に基づき、裾野警察署、静岡犯罪被害者支援センターと連携して支援をしていきます。

また、長泉町犯罪被害者等支援推進委員会を設置し、支援の状況や犯罪被害者に関する情報を共有して、総合的な支援の推進を図ります。

支援体制のイメージ図



第3章 基本理念と取組の方向性

町条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪を受けてから平穏な生活を取り戻すまでの間、継続的な支援が可能になるよう、4つの基本理念と取組の方向性を示します。

1 個人の尊厳を重んじた支援

犯罪被害者等は、精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮等を抱えながら生活することになります。

犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、安らぎを感じて生活する権利を有しています。このため、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。

2 十分な理解と配慮

犯罪被害者等が犯罪被害によって受けた被害の程度や置かれている状況等はそれぞれ異なります。

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の事情を十分に理解したうえで行う必要があります、個々の状況に配慮して適切な支援を行います。

3 継続的な支援

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、支援内容が変化します。

犯罪被害を受けて間もない時期は、身体の安全や一時的な居住の場を確保する等、緊急的な支援が必要ですが、時間の経過とともに経済的状況等、生活環境の回復に関する支援が必要となります。支援内容や関係課等の変化に対しても継続性を持って支援を行います。

4 連携による支援

犯罪被害者等への支援は、個別の犯罪被害者等の状況等によって必要とする支援は異なります。また、時間の経過とともに必要となる支援内容が変化するため、関係機関との連携が不可欠です。

犯罪被害者等の人権を最大限尊重し、個人情報の取り扱いにも十分に配慮したうえで、関係機関と情報共有し連携強化を図りながら支援を行います。

第4章 重点項目

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安全で安心して暮らせる地域社会が実現できるよう、施策の実施においては4つの重点項目を設定し、取組を進めていきます。なお、4つの重点項目は、静岡県犯罪被害者等支援推進計画との整合を図ることで、より一層効果的な支援を行うものです。

1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

犯罪被害者等は犯罪被害についての相談場所や支援内容が分からないことから、犯罪被害者等の相談を受け、支援に関する情報提供等を行う必要があります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を、本町の総合相談センターに設置することにより、犯罪被害者等が最小限の労力でより多くの情報提供や支援を受けることができるよう努めます。

2 精神的・経済的支援

犯罪被害者等の精神的な被害は時間の経過とともに変化しますが、そのような精神状態に寄り添い、回復の支援に努めます。

また、犯罪被害者本人が死亡したり、怪我で働けなくなった場合には収入が減少する一方で、様々な出費により生活が困窮することがあります。

国の給付金制度は手続きに時間を要することから、経済的支援の情報提供をするとともに、町独自の見舞金を短期間で給付することで、経済的負担の緩和に努めます。

3 関係機関相互の連携

犯罪被害者等の支援は、事件発生直後から、年齢、性別、犯罪の種別等、個別の事情等によって必要とする支援が異なり、多方面からの支援が求められます。

個々の機関・団体で支援が途切れることなく、それぞれの役割を適切に果たしていくよう、関係機関等と相互に連携した支援に努めます。

4 理解の増進

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、多くの人の理解が必要となります。

周囲の人々が犯罪被害者等の置かれている状態を理解して、寄り添い、支えとなるよう、犯罪被害者等に関する理解が促進されるよう努めます。

第5章 推進施策

町条例の目的である、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復、犯罪被害者等が安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、重点項目毎に推進施策を設定します。

1 推進施策（重点項目1）

犯罪被害者等に対する各種情報の提供（町条例第8条関係）

(1) 総合的に行うための窓口の設置（町条例第8条第1項）

【目指す姿】

総合相談センターに総合的な窓口を設置することで、犯罪被害者等の負担の軽減を図り、最小限の労力でより多くの情報や支援を受けられるようにします。

推進施策	内容	担当課
総合窓口の設置	犯罪被害者等に対して、相談内容に応じた支援ができるよう、総合的な窓口を設置します。また、犯罪被害者等に対して、相談内容に応じた支援を適切に案内できるよう、関係各課の役割を明確にするとともに、関係機関の業務内容を周知します。	行政課（総合相談センター）
町の支援制度の案内	町の支援制度について説明し、必要に応じて見舞金制度について案内します。	行政課（総合相談センター）
法テラスの支援制度の案内	法テラスの民事法律扶助制度（経済的に困窮した者が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行うもの）について案内します。	行政課（総合相談センター）

(2) 相談及び情報の提供等（町条例第8条第2項）

【目指す姿】

犯罪被害者等が必要とする支援について、個々の状況に配慮しながら関連する制度や関係各課、関係機関の情報を提供します。

推進施策	内容	担当課
生活困窮者の自立支援の相談対応	生活困窮者の自立支援に対する相談対応を行います。	福祉保険課
高齢者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、高齢者の生活に不安のある場合の相談対応を行います。	長寿介護課
成年後見制度の相談対応	成年後見制度に関する相談対応を行います。	福祉保険課
障害者差別解消法に関する相談対応	障害者差別解消法に関する障害者への差別と合理的配慮に対する相談対応を行います。	福祉保険課
障害者虐待の相談対応	犯罪被害者等が障害者の場合、迅速かつ適切な保護等の相談対応を行います。	福祉保険課
DV相談受付、関係機関との情報共有	DVに関する相談の受付、関係機関との情報共有を行います。	福祉保険課
DV被害者に対する自立支援	DV被害者に対する自立支援の援助を行います。	福祉保険課
女性に対する関係機関の案内	犯罪被害者等となった女性に対し、犯罪被害で受けた精神的苦痛に関する相談窓口等、関係機関の案内を行います。	生涯学習課
母子父子寡婦福祉貸付金制度の案内	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（静岡県事業）の案内を行います。	こども未来課
犯罪被害者等の子育ての相談対応	犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う、子ども・子育てに関する相談対応を行います。	こども未来課
子ども虐待被害の相談対応	子どもの虐待被害に関する相談対応（被虐待児童への心理的ケア含む）を行います。	こども未来課

スクールカウンセラーの派遣	犯罪被害者等となった児童・生徒の在校する学校に、スクールカウンセラーを派遣します。	教育推進課
---------------	---	-------

2 推進施策（重点項目2）

精神的・経済的支援（町条例第9条～18条関係）

(1) 付添い及び申請手続き補助(町条例第9条関係)

【目指す姿】

犯罪被害者等の求めに応じて、移動の付添いや申請手続きの補助を行うことで負担軽減を図ります。

推進施策	内容	担当課
移動の付添い	犯罪被害者等の求めに応じて、移動の付添いを行います。	行政課
町の様々な申請手続きの補助	犯罪被害者等の求めに応じて、町の様々な申請手続きの補助を行います。	行政課

(2) 物品貸与（町条例第10条関係）

【目指す姿】

犯罪被害者等の求めに応じて、必要とされる物品を用意し貸与等することで、生活や就業を支援します。

推進施策	内容	担当課
必要な物品等の貸与	犯罪被害者等の求めに応じて、必要な物品等を貸与します。	行政課
防犯用品の供与	犯罪被害者等の求めに応じて、防犯ブザー等を供与します。	地域防災課

(3) 見舞金の給付(町条例第11、12、13条関係)

【目指す姿】

被害者が死亡または全治1箇月以上の負傷傷病を負った場合に見舞金を支給します。また、被害者等の経済的負担を軽減するため、警察との連携により犯罪被害等に関する情報収集を行います。

推進施策	内容	担当課
見舞金の支給・制度内容等の案内	見舞金の支給対象となる事件が発生した場合、被害者等に対し速やかに支給手続きを案内します。	行政課
犯罪被害等に関する情報収集	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、警察との連携による情報収集を行います。	行政課

(4)生活支援(町条例第14条関係)

【目指す姿】

平穏な生活を取り戻すため、支援に必要な事業の連携を図りながら、犯罪被害者等が置かれた個々の状況に応じて対応します。

推進施策	内容	担当課
生活福祉資金貸付制度の案内	生活福祉資金貸付制度(社会福祉協議会事業)の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
生活保護法に基づく生活保護対応	犯罪被害者等の状況によって、生活保護法に基づく生活保護の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
第三者による傷病届出制度の案内	第三者による傷病届出制度の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
療養費・高額療養費支給制度の案内	療養費及び高額療養費の支給制度の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
障害年金制度の案内	障害年金の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
障害者手帳(身体、精神、療育)の取得手続き案内	障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
障害者に対する障害福祉サービス制度の案内	障害者に対する障害福祉サービス制度の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
障害者に対する医療費助成制度の案内	障害者に対する医療助成制度(重度障害者(児)医療助成・精神障害者医療費助成)の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
自立支援医療費支給制度の案内	自立支援医療費支給制度(更生医療、育成医療、精神通院医療)の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
納税相談	犯罪被害者等に対する納税相談を行います。	税務課
税の減免・控除の案内	税の減免や控除を受けるための説明と手続き(医療費控除、寡婦控除、住民税、固定資産税等)を案内します。	税務課

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の案内	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の説明と手続きを案内します。	福祉保険課、税務課
低所得世帯の水道料金助成の案内	低所得世帯の水道料金助成の説明と手続きを案内します。	福祉保険課
児童扶養手当の案内	児童扶養手当の説明と手続きを案内します。	こども未来課
ひとり親家庭への医療費助成の案内	ひとり親家庭となった場合、医療費助成制度の説明と手続きを案内します。	こども未来課
私立幼稚園奨励費補助制度の案内	私立幼稚園奨励費補助制度の説明と手続きを案内します。	こども未来課
保育園保育料の減免制度の案内	保育園保育料の減免制度の説明と手続きを案内します。	こども未来課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費制度の案内	要保護及び準要保護児童生徒援助費制度の説明と手続きを案内します。	教育推進課
警察・静岡犯罪被害者支援センターへの情報提供と連携	犯罪被害者等の同意を得たうえで、警察や静岡犯罪被害者支援センターに情報提供を行い、支援体制の充実に努めます。	行政課

(5) 一時保護(町条例第 15 条関係)

【目指す姿】

平穏な生活を営むことに重大な支障があると判断した場合には、犯罪被害者等の安全を確保するため一時的に保護します。

推進施策	内容	担当課
被虐待高齢者の一時保護	被虐待高齢者の一時保護を行います。	長寿介護課
被虐待障害者の一時保護	被虐待障害者の一時保護を行います。	福祉保険課
DV被害者の避難所への一時保護	DV被害者の避難所への一時保護を行います。	福祉保険課

被虐待児童の一時保護	被虐待児童の一時保護を行います。	こども未来課
学校における虐待発見時の通知	学校における虐待発見時の通知義務を周知徹底します。	教育推進課
関係機関連携による保護対策	警察等の関係機関や関係各課と連携した保護対策を行います。	行政課
再被害に対する安全対策	再被害に対する警察及び関係各課と連携した安全対策を行います。	行政課

(6) 施設入所支援(町条例第 16 条関係)

【目指す姿】

一時保護を行った犯罪被害者等に対して必要と判断した場合には、一時保護した施設その他適切な施設への入所を支援します。

推進施策	内容	担当課
高齢者施設等への入所支援	被虐待高齢者の施設入所支援を行います。	長寿介護課
障害者施設等への入所支援	被虐待障害者の施設入所支援を行います。	福祉保険課
児童養護施設等への入所支援	被虐待児童の児童養護施設等への入所支援を行います。	こども未来課

(7) 居住の安定(町条例第 17 条関係)

【目指す姿】

犯罪被害者等の事情に配慮し、自宅の代わりとなる町営住宅等の情報を提供します。

推進施策	内容	担当課
犯罪被害者等に対する町営住宅等情報の提供	犯罪行為により住宅に住めなくなり、緊急に住居を確保する必要がある場合、町営住宅等の情報を提供します。	建設計画課
犯罪現場のハウスクリーニングの協議	自宅が犯罪行為の現場となった場合、ハウスクリーニングについて警察と協議します。	行政課

(8) 犯罪被害者等に関する情報の保護(町条例第 18 条関係)

【目指す姿】

犯罪被害者等の犯罪被害に関する情報を、支援に関わらない者や機関に対してみだりに提供しません。

推進施策	内容	担当課
DV等被害者に関する住民基本台帳の閲覧制限、各種証明の発行制限	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に対する、住民基本台帳の閲覧制限や各種証明(住民票・戸籍附票含む)の発行制限を行います。	住民窓口課、南部地区センター、税務課

3 推進施策（重点項目3）

関係機関相互の連携（町条例第19、20条関係）

(1) 基本的支援体制の整備（町条例第19条関係）

【目指す姿】

長泉町犯罪被害者等支援推進委員会を開催し、関係機関が一体となって支援ができるよう連携強化を図ります。

推進施策	内容	担当課
長泉町犯罪被害者等支援推進委員会の開催と連携強化	長泉町犯罪被害者等支援推進委員会を開催し、関係機関との情報共有や連携強化を図ります。	行政課

(2) 関係機関等との連携協力（町条例第20条関係）

【目指す姿】

裾野警察署犯罪被害者支援連絡協議会に参画し、参加団体等との連携強化を図ります。また、他自治体職員や関係機関との連携を図り、ネットワークの構築に努めます。

推進施策	内容	担当課
裾野警察署犯罪被害者支援連絡協議会への参画	裾野警察署犯罪被害者支援連絡協議会に出席し連携強化を図ります。	行政課
県内の民間支援組織との連携強化	県内の民間支援組織等に関する情報を収集するとともに、連携強化を図ります。	行政課
研修での他自治体職員との情報交換	研修会等に参加し情報交換等を行うことで、他自治体等とのネットワークを構築します。	行政課

4 推進施策（重点項目 4）

理解の増進（町条例第 21 条関係）

(1) 町民への理解の促進(町条例第 21 条関係)

【目指す姿】

多くの町民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で被害者等を支えることができるよう、広報啓発に努めます。

推進施策	内容	担当課
広報ながいずみやホームページの活用	広報ながいずみやホームページ等を活用した広報に努めます。	行政課
犯罪被害者週間に合わせた広報	犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせた広報を行い、町民への理解を促進します。	行政課
こころの教育推進による理解の促進	こころの教育の推進により、犯罪被害者等に対する理解の促進に努めます。	教育推進課

第6章 進行管理

本計画に基づく支援をより効果的にするため、長泉町犯罪被害者等支援推進委員会において、支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援につなげます。

また、犯罪被害を取り巻く環境の変化を十分に捉えたうえで、必要に応じて計画の見直しを図ります。

1 長泉町犯罪被害者等支援推進委員会における情報共有と反映

長泉町犯罪被害者等支援推進委員会において、支援状況等の情報共有を図り、必要に応じて今後の取組に反映します。

2 計画の見直し

犯罪被害を取り巻く環境に対して適切に対応するため、計画期間内であっても、適宜計画の見直しを図ります。



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

長泉町犯罪被害者等支援推進計画

【編集・発行】長泉町 総務部門 行政課
〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地
TEL/055-989-5500 FAX/055-986-5905
<https://www.town.nagaizumi.lg.jp>

